許可番号　第０３４２５００９３５６号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所　広島県呉市広多賀谷一丁目９番３０号
氏名　株式会社　こっこー
代表取締役　槙岡　達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事　湯崎英彦

許可の年月日　令和５年１１月３０日
許可の有効年月日　令和１２年１１月２９日

１．事業の範囲
事業の区分
中間処理（破砕、破砕・焼成、圧縮梱包、選別、破砕・選別）
産業廃棄物の種類
【破砕】廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【破砕・焼成】ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃容器包装を含み、廃ブラウン管、廃石膏ボード、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【圧縮梱包】廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【選別】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配線板を含み、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【破砕・選別】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃プリント配線板を含み、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設
（１）破砕施設
ア　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　平成22年２月26日設置
処理能力　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　8.5ｔ/日
イ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　平成30年３月15日設置
処理能力　廃プラスチック類　4.0ｔ/日、紙くず　3.3ｔ/日、木くず　4.7ｔ/日、繊維くず　2.9ｔ/日、金属くず　5.7ｔ/日、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　5.7ｔ/日
（２）破砕・焼成施設
広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　平成22年２月26日設置
処理能力　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　5.1ｔ/日
（３）圧縮梱包施設
広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　令和２年12月17日設置
処理能力　廃プラスチック類　15.5ｔ/日

（４）選別施設
広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　令和４年３月19日設置
処理能力　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　9.3ｔ/日

（５）破砕・選別施設
広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　令和４年３月19日設置
処理能力　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　2.3ｔ/日

（６）保管施設
ア　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　93.4㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　113.4㎥、屋内保管
イ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　17.4㎡、廃プラスチック類　23.3㎥、屋内保管
ウ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　8.0㎡、紙くず　10.1㎥、屋内保管
エ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　41.4㎡、木くず　55.4㎥、屋内保管
オ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　8.0㎡、繊維くず　10.1㎥、屋内保管
カ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　8.0㎡、金属くず　10.1㎥、屋内保管
キ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　8.0㎡、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　10.1㎥、屋内保管
ク　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　68.4㎡、廃プラスチック類　137.36㎥、屋内保管
ケ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　64.0㎡、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　192㎥、屋内保管
コ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　18.0㎡、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　36㎥、屋内保管
サ　広島県東広島市黒瀬町小多田16番67号　18.0㎡、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　36㎥、屋内保管

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
令和６年１月12日　　更新許可（優良認定）
令和６年11月18日　　業の一部廃止

５．規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有